

日本看護教育学学会 利益相反(COI)管理指針

序文

日本看護教育学学会（以下、「本会」という）は、看護教育学の発展を図り、広く知識の交流を深めることを目的とし、学術集会の開催、学会誌等の発行、看護教育学に関する研究および教育についての情報交換などの事業を推進する。これらの活動を通し、看護職者個々人の発達を支援し、看護学の発展と人々の健康と福祉に貢献することをめざす。

本会の学術的活動の基盤となる看護教育学研究の多くは、人間を対象としている。そのため、対象者の人権・生命を守り、安全に実施することへの格別な配慮が必要である。併せて、公明性、中立性の確保が必要である。しかし、学術的、倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）と、企業や営利を目的とする法人・団体から研究者個人が取得する金銭、地位、利権など（私的利益）の間に利益相反（conflict of interest: COI、以下 COI）状態が発生することがある。COI 状態が深刻な場合、研究対象者の人権や生命の安全・安心が損なわれることもあり、また、研究の方法、データの解析、結果の解釈等がゆがめられるおそれも生じる。さらに、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも起こりうる。

そこで本会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「日本看護教育学学会 利益相反（COI）管理指針」（以下、本指針）を策定する。本会は、会員に対して COI に関する基本的な考え方を示すことによって、本会の研究の公明性と中立性を確保し、研究活動を積極的に推進し、社会的責務を果たすために本指針を定める。

1. 目的

本指針は、本会会員などに対し、COI についての基本的な考えを示し、本会の行う事業に参加したり発表したりする場合、自らの COI 状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。それにより、学術活動の透明性、公平性が確保され、利益相反について適正に管理されることを目的とする。

2. 対象者

COI 状態が生じる可能性がある以下の対象者に本指針が適用される。

- (1) 本会会員（正会員、準会員、賛助会員、特別会員）
- (2) 本会で発表、講演する者
- (3) 本会の理事長、副理事長、理事、監事、評議員、学術集会会長、編集委員会委員長・委員
- (4) 事務員

3. 対象となる活動

本会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) 看護教育学に関する研究および教育についての情報交換
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

4. 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の1)と2)の事項について、年間100万円を超える場合には、その正確な状況を本会理事会に申告するものとする。なお、申告された内容の開示、公開の方法については5. 実施方法に定める。

1) 経済的な利益相反

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄附金など）
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄附講座
- (8) その他、企業・法人組織、営利を目的とする団体からの上記以外の旅費（学会参加など）や贈答品などの受領

2) 1) に含まれない利益相反

個人的利害関係が生じるような状態にある場合（責務相反を含む）

5. 実施方法

1) 自己申告の方法

- (1) 研究の結果を学会誌に発表する全ての筆頭著者、学術集会に発表する筆頭演者は、当該研究実施に関わる COI 状態を本指針に従い、論文投稿・講演集原稿提出時に申告する。なお、開示する義務のある COI 状態がある場合は、発表時に公表するものとする。
- (2) 本会の理事長、副理事長、理事、監事、評議員、学術集会会長、編集委員会委員長・委員は、本会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っているため、就任時に当該事業にかかわる COI 状態を自己申告により開示する。また、就任後、新たに COI 状態が発生した場合には修正申告を行うものとする。

2) COI 状態の監査と措置

- (1) 理事会は、本会が行うすべての事業において、対象者に重大な COI 状態が生じた場合、あるいは COI の自己申告が不適切であると指摘された場合、理事会にて審議し、改善措置などを指示することができる。
- (2) 学会誌の編集委員会委員長は、学会誌などの刊行物で研究成果の論文等が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文等投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員会委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員会委員長は、理事会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(3) 学術集会会長は、学術集会で研究の成果等が発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に理事会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

(4) 編集委員会委員長、学術集会会長は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については理事会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

6. 指針違反者への措置と説明責任

1) 指針違反者に対する措置

理事会は本指針違反者に対して審議する権限を有し、審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本会が開催する学術集会での発表禁止
- (2) 本会の刊行物への論文掲載禁止
- (3) 本会の理事会、編集委員会、評議員会、学術集会への参加の禁止
- (4) 本会の理事、編集委員会委員長・委員、評議員、学術集会会長の解任
- (5) 本会の理事、編集委員会委員長・委員、評議員、学術集会会長になることの禁止
- (6) 本会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

2) 不服の申し立て

被措置者は本会に対して不服申し立てをすることができる。理事会は、これを受理した場合、速やかに理事会にて再審査を行い、その結果を不服申立者に通知する。

3) 説明責任

本会は、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、直ちに理事会の協議を経て社会に対して説明責任を果たす。

7. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるために、定期的に見直しを行い、改正することができる。

附 則

本指針は令和3年4月24日より施行する。